

．世界における密輸動向等

1．不正薬物

(W C O 発行の “ Customs and Drugs 2006 ” 等に基づき作成)

(概況)

2006 年の特徴としては、以下の点が挙げられる。

- (1) W C O に報告された 2006 年 (1 ~ 12 月) の世界各国の税関当局における不正薬物の摘発報告数量¹を薬物別に見てみると、大麻樹脂 (234.4 トン : 前年比 23% 減) が最も多く、次いで大麻草 (52.3 トン : 前年比 27% 減) 、コカイン (46.9 トン : 前年比 5% 減) 、覚せい剤 (7.7 トン : 前年比 3% 増)²、ヘロイン (6.3 トン : 前年比 21% 増) 、あへん (697 kg : 前年比 7% 増) 、MDMA (667 kg : 前年比 67% 減) となっている。
- (2) アフガニスタンが依然として世界最大のあへんの生産国であり、UNODC (The United Nations Office on Drugs and Crimes) によると、アフガニスタンにおけるけしの栽培面積は昨年比べて 59% 増加し、16 万 5,000 ヘクタールとなり、全世界のけし生産量に占めるアフガニスタンのけし生産量は、2005 年の 87% から 2006 年は 92% に増えることが見込まれる。また、ヨーロッパでの 20 kg 以上のあへんの摘発を分析した結果、依然としてトルコ、ブルガリア、ルーマニア、ハンガリー及びオーストリアを経由する「北バルカンルート」の密輸が多く、2006 年は著しく増加した。
- (3) ヘロインの密輸について使用される主な輸送手段は、個数ベースで 73% 以上が陸上輸送であるが、航空機による輸送も 2005 年の 11% から 14% に増加している。2006 年にインド仕出の貨物による摘発が劇的に増えており、ほとんどのインド仕出しの貨物が、主な仕向国であるバングラデシュ、スリランカ、南アフリカ、オランダ及びカナダとの輸出管理で摘発されている。トルコにおいて、車両内にあったイランからの大型貨物 4 個からヘロインが発見された。また、香港において、2006 年に 35 個中 16 個のイラン仕出し貨物からヘロインが摘発され、主に嚙下隠匿で摘発されている。2006 年において、イランが仕出国として重要

¹ 統計上の数字については、2005 年 (1 ~ 12 月) 世界各国の税関当局から W C O に報告された摘発件数及び数量を計上している。但し、米国からは、2001 年以降、W C O に薬物の摘発に関する報告が行われていないため、特段の断りがある場合を除き、「全世界」、「アメリカ地域」等表現に米国は含まれていない。

² 過去の薬物レポートでは 3 錠を 1 グラムと換算したが、最近の調査により錠剤がより小さくなっていることが判明しており、今次レポートでは 4 錠を 1 グラムと換算している。

になったことは興味深い。イランとインドは今後ヘロインの仕出国としてより重要になるだろう。

- (4) コカインについて、UNODCの研究によると、2005年のコカイン生産量は910トンに届く見込みで、これまでと同程度の生産量となっている。コカインのアフリカ大陸、特に西アフリカを含む不正取引は、去年の薬物レポートで述べたとおり深刻に増えている。しかし、アフリカでの摘発は非常に少ないことは興味深く、2006年も同様である。アフリカの国々が未だにコカインの仕出国またはトランジット国として重要な役割を担っているのは興味深い。ほとんどのアフリカ来コカインは航空便及び嚙下隠匿である。また、ドミニカ共和国を海上貨物による隠匿で、ハイリスク仕出国として注意すべきである。航空便もまた、重要な役割を担っており、二重底によるかばんの隠匿が主に摘発されている。
- (5) 大麻樹脂について、西ヨーロッパが世界最大のマーケットであり、ほとんどがモロッコかスペインから密輸されヨーロッパで摘発されている。パキスタンはもう一つの巨大な大麻樹脂の仕出国であり、2005年の10トンの摘発に比べ2006年は25トン以上も摘発されている。パキスタンかアフガニスタンからの貨物輸送がある国はいずれも大麻樹脂密輸の危険性を考慮すべきである。
- (6) 大麻草について、UNODCの研究によると、アルバニアは東ヨーロッパで大麻草の重要な生産国であり、アルバニア来貨物は大麻草密輸の危険性が高いと認識すべきである。インドもまた圧倒的に重要な大麻草の生産国であり、ガーナ、ジャマイカ及びナイジェリアが続く。インドとバングラデシュで大麻草の全摘発量の45%を占めている。
- (7) アンフェタミンについて、2006年に摘発された数量は13トンを超え増加している。12トン以上がサウジアラビアで摘発されており、主に興奮型錠剤であった。錠剤は今でも主にブルガリアで生産され、トルコ経由でシリアやヨルダンを通りブラックマーケットとなっているサウジアラビアに運ばれている。
- (8) メタンフェタミンについて、UNODCの研究によると、中国、ミャンマー及びフィリピンはアジア地域で主なメタンフェタミンの産地であり、対して米国とメキシコはアメリカ大陸での主なメタンフェタミンの産地である。ヨーロッパでは、チェコ共和国に限られる。メタンフェタミン摘発量は近年減少している。2001年13トン以上のメタンフェタミンが摘発された後、2006年は518kgまで減っている。

(9) MDMAの摘発量は減っている。その理由はエクスタシーの生産が多くの地域で行われるようになり、税関検査のリスクがある国境を越える必要がなくなったことが挙げられる。昨年の薬物レポートで述べたとおり、カナダはエクスタシーの生産国としてより重要な役割を担っている。MDMA前駆物質は中国から密輸され、国内で生産されている。カナダは西ヨーロッパで摘発されたエクスタシーの生産国では今のところないが、それでも近い将来カナダ来のMDMAの摘発があると考えられる。

2. 各薬物別傾向結果

(1) あへんアルカロイド系麻薬(鎮静剤)

イ 世界的傾向

(概要)

けし

- ・ UNODCの試算によると、2006年にけしの栽培面積が昨年に比べ59%増加し、16万5,000ヘクタールにも及んでいる。
- ・ 全世界のけし生産量に占めるアフガニスタンのけし生産量は、2005年の87%から2006年は92%に増えることが見込まれている。
- ・ アフガニスタンは、ヘロインの前駆物質を海外から調達している。

ヘロイン

- ・ 2006年、943件6.2トン以上のヘロイン密輸が報告された。2005年と比べたら1トンの増加である。
- ・ RILO³東欧、西欧等におけるヨーロッパ地域が重量ベースで84%を占めている。
- ・ 20kg以上のヨーロッパでの摘発の分析を行うと、2006年はトルコ、ブルガリア、ルーマニア、ハンガリー、オーストリアを経由する北バルカンルートが深刻に増えた(なお、20kg以下の摘発数も数年間増えており、摘発量は今年の2倍になっている)。
- ・ ギリシャ、アルバニアまたはマケドニアを通りイタリアに達するいわゆる南バルカンルートは重要性も増してきている。
- ・ ヘロインの主な輸送手段は、73%以上を占める陸上運送であるが、航空機の使用も増えており、2005年の11%から2006年は14%に増えた。
- ・ 17貨物のうち7貨物がトルコとブルガリアの国境の町カピクレで摘発されており、さらに、ドイツ、フランス、セルビア、カナダ、ウズベキスタン、ロシア及びパキスタンでも摘発されている。
- ・ トルコは依然重量ベースで主なヘロインの仕出国であり、イラン、インド、タジキスタン、そしてパキスタンが続く。トルコにおいて、車両内にあったイラン仕出しの大型貨物4個からヘロインが発見された。



フランス税関において「Savane」ケーキから70グラムのヘロインを摘発

³ 地域情報連絡事務所 (Regional Intelligence Liaison Office : RILO) は、地域内の各国税関当局間における情報交換や同地域内における密輸傾向の情報分析の強化等を目的としたWCOによる地域プロジェクトの拠点である。

- ・ 2006 年の間に、イランが仕出国としてより重要になったことは興味深い。2006 年、イラン仕出しの貨物 35 個のうち 16 個が香港で摘発され、ヘロインは主に飲み込み旅客から発見された。9 個はタンザニアで摘発され、それも飲み込みだった。
- ・ インド仕出貨物のほとんどが、主な仕向地になりつつあるバングラデシュ、スリランカ、南アフリカ、オランダ及びカナダとの輸出管理で摘発されている。
- ・ 重量ベースで主な仕向国はドイツ、ロシア、トルコ、マケドニア及びフランスである。
- ・ コロンビア産ヘロインは僅か（25 kg）ではあるが、カナダ、チリ及びアルゼンチンにおいて摘発されている。

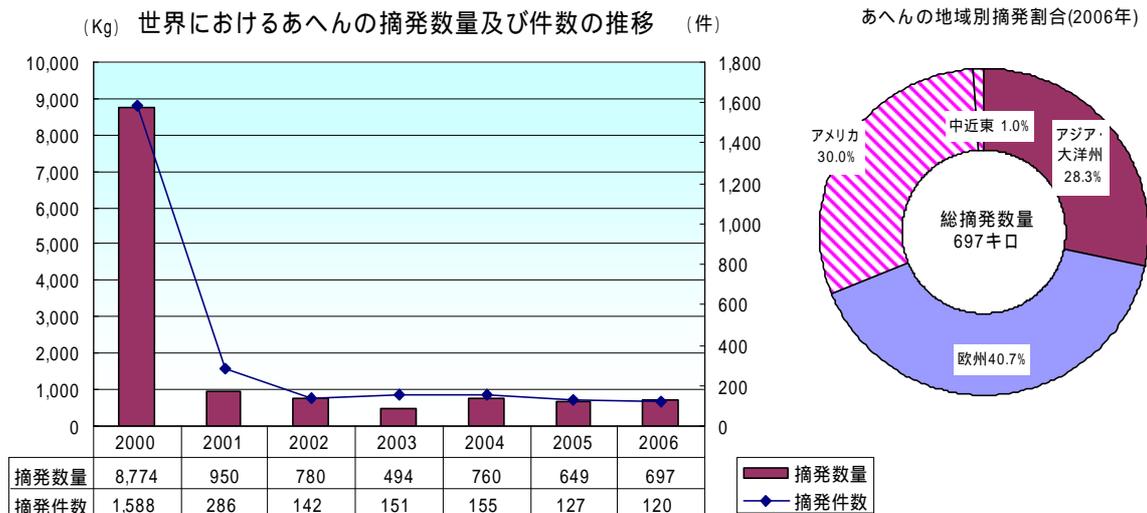
あへん

- ・ あへんの摘発数量は僅かながら増えたが、摘発件数は減り続けている。
- ・ カナダは重量ベースで全摘発量の 28%を摘発し、次いでトルコが 14%、パキスタンが 12%、イランが 6 %である。
- ・ 東アジアのあへんは 1990 年代初期の生産量に比べ激減しているが、主にミャンマーとラオスが原産である。ミャンマー原産中国向けで主に中国で摘発されたのが 12 件あり、対してラオス原産ベトナム向けで摘発されたのが 8 件あった。

(摘発状況)

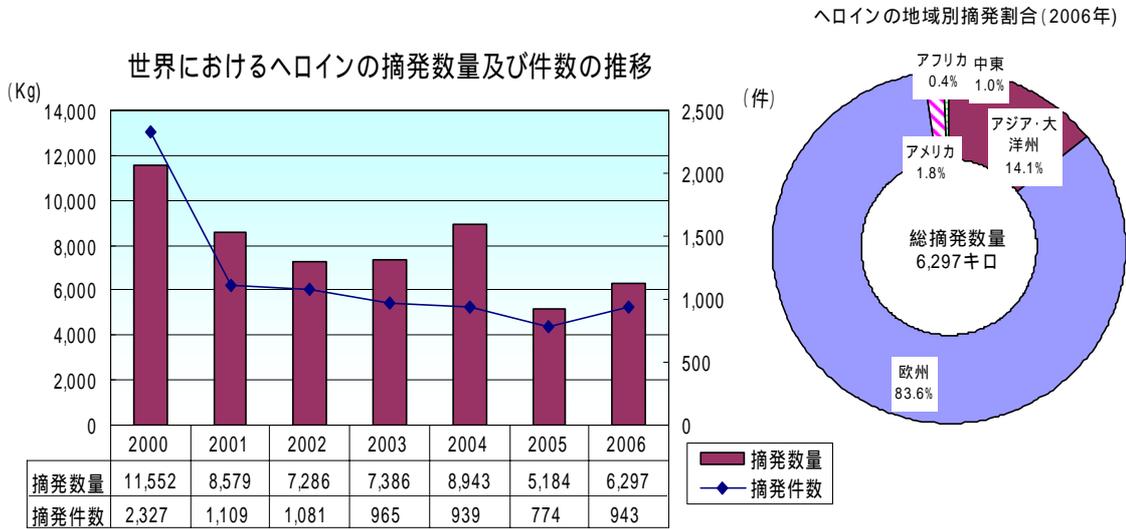
あへん

2006 年における押収量は 697 kgであった。地域別に見てみると、欧州地域が 40.7%、アジア・大洋州地域が 28.3%、アメリカ地域が 30.0%、中近東地域が 1.0%を占めている。



ヘロイン

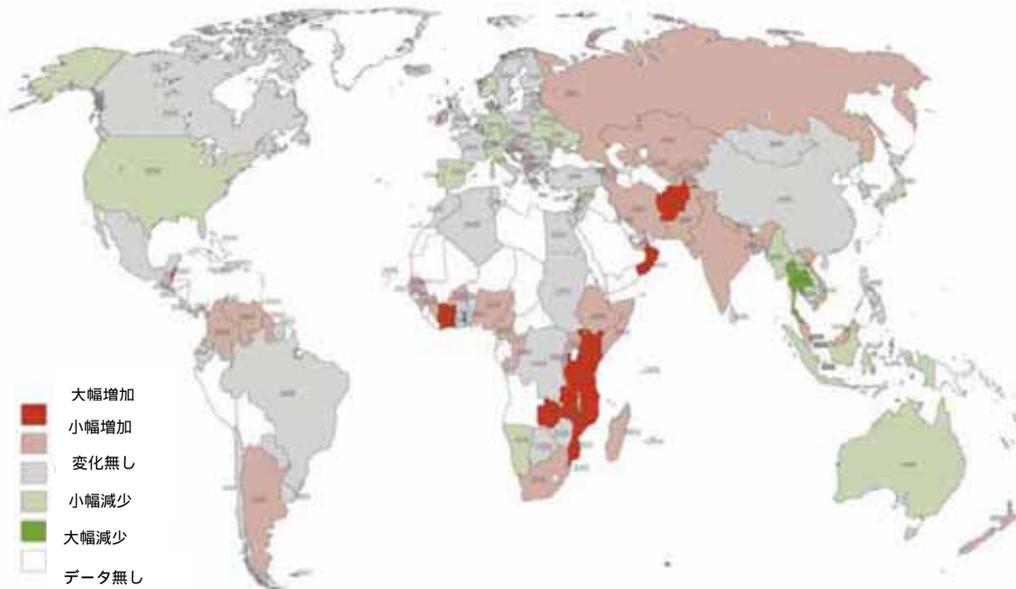
2006 年における押収量は 6.3 トンであった。地域別に見てみると、欧州地域が 83.6%、アジア・大洋州地域が 14.1%、アメリカ地域が 1.8%、中東地域が 1.0% を占めている。



(参考) 米国におけるヘロインの押収量⁴

2006 年度 1,659 kg

2006 年におけるヘロインの使用量の変化 (World Drug Report 2007 より抜粋)



⁴ 米国の摘発件数及び数量の記載については、米国国土安全保障省税関及び国境税関保護局による、大麻草、ヘロイン及びコカインの各押収量を参考とした (出典: 「Performance and Annual Report - Fiscal Year 2006」)

□ 密輸傾向等の地域別概要

(アジア・大洋州地域)

- イランでは、あへんの摘発数量が昨年に比べて 234 kg から 197 kg へと減少している。
- イランでのあへんの摘発のほとんどが郵便物によるものであり、英国が主な仕向国となっている。次いで豪州、米国、スウェーデンとなっている。
- 中国、インド、パキスタン、タイ、豪州、日本及びモルジブにおいて少量のあへんの摘発が確認されている。
- CEN データベースによると、ヘロインの摘発件数は 2005 年ベースに比べ増加しているが、数量ベースでは、2003、2004 年ベースに比べ減少している。
- パキスタン及びインドがヘロインの主な供給国になっている。
- インド仕出貨物ヘロインのほとんどがバングラディッシュ、スリランカ、モルジブ及び中国仕向となっている。
- 中国及び香港がヘロインの仕向国としての役割を増している。

(欧州地域)

- あへんの摘発数量・件数が、98 kg、22 件と減少している。
- フランスにおいて大量のあへんの摘発 (35 kg) があり、英国向けで車両のスペアタイヤに隠匿されていた。
- 西ヨーロッパにおけるヘロインの摘発は、2005 年ベースに比べ微増しており、ドイツ及びフランスが摘発量の 8 割を占めている。
- 東・中央ヨーロッパにおけるヘロインの摘発数量は前年の 2 倍 (2.8 トン) になっている。
- ヘロインの輸送方法として、イタリア、ギリシャ等の「南バルカンルート」に代わって、本年はトルコ、ブルガリア、ルーマニア、ハンガリー及びオーストリアといった「北バルカンルート」が主要な役割を果たしている。
- アフガニスタン及びイランから西ヨーロッパへのヘロインの密輸に「シルクロードルート」が依然として使用されている。
- ヘロインの密輸に関して、トルコからのバスによるクーリエの密輸に注意する必要がある。
- ヘロインの輸送に関しては、依然として車両輸送が多く、押収量の 73% を占めている。
- 空路運送による主なヘロインの仕向国は、オランダ、スペイン、イタリア及びベルギーとなっている。
- 欧州地域内におけるヘロインの輸送手段として、列車の使用が重要になると考えられる。

(アメリカ地域)

- 2006年の北アメリカにおけるあへんの摘発は、14件、201kgであり、そのうちイランから176kgものあへんが空輸で摘発されている。イランからの空輸によるあへんの密輸には十分警戒する必要がある。
- インドからは、郵便物等小口でのあへんの摘発がある。
- ペルーにおいて、メキシコ向けの旅客のかばんから8kgのあへんを摘発した。
- カナダにおいて、海上貨物におけるヘロインの摘発は前年に比べ倍増している。
- カナダにおいて、インド、ガーナ及びパキスタンはスーツケースによるヘロインの2重底隠匿に係る仕出国として注意すべきである。
- 南アメリカにおいて、チリ、アルゼンチン及びペルーにおいて25kgのヘロインの摘発があった。

(中東地域)

- クェート、カタール、及びバーレーンにおいて7.3kgのあへんの摘発が6件報告されている。いずれの事案もイラン仕出しのもので、4件は貨物クーリエによるもので、残りの2件は飲み込みによるものである。
- 中東におけるヘロインの摘発は、2005年の34件、43kgから、6件、4.6kgへと減少している。その理由として、2005年の摘発の大半はパキスタンからの航空機旅客による飲み込み事犯で、2006年においても同様の手口が行われたからだと推測される。パキスタンからの飲み込みによるヘロインの密輸は今後も十分注意する必要がある。

(アフリカ地域)

- ヘロインの摘発は、23件、27.2kgと前年に比べて増加した。2005年における主な摘発は郵便物であったが、本年は航空機旅客による飲み込み事犯が増えている。
- タンザニアでは、9件、6kgのヘロインの摘発があり、共通点として、航空機旅客による飲み込みであり、イラン仕出しであること、UAEが主なトランジット地域となっている。
- ケニアでは、8件、12kgのヘロインの摘発があり、共通点として、航空機旅客による飲み込みであり、5件はイラン、2件はセイシェル及び1件はタンザニア仕出しで直行便であることとなっている。

(2) コカイン(含クラック・コカイン)⁵

イ 世界的傾向

(概要)

- ・ 西ヨーロッパ地域においてコカインの摘発は毎年減少している。但し、コカインの主な市場は未だに西ヨーロッパ及び北アメリカと報告されている。
- ・ C E Nには米国からの報告は無いが、重量ベースでは 85%以上の摘発が西ヨーロッパとなっている。
- ・ 4トン以上のコカインの摘発が南アメリカの国々から報告され、次いで1トンのカナダ、923 kgのカリブ地域となっている。中東からは、これまで少量の摘発報告が続いていたが、本年報告はなかった。
- ・ アフリカ、特に西アフリカ地域におけるコカインの取引は 2005 年の薬物レポートにも掲載されているとおり増加しているが、アフリカ地域における摘発はほとんどなく、2006 年も同様にな状況である。
- ・ クラックコカインの摘発は減り続けており、全世界で9件(約 17 kg)である。摘発のほとんどがオランダからの報告で、スリナム来の郵便物に隠匿されていた。また、オランダのアムステルダム空港でメキシコから到着した旅客のかばんから 13 kgものクラックコカインが摘発された。



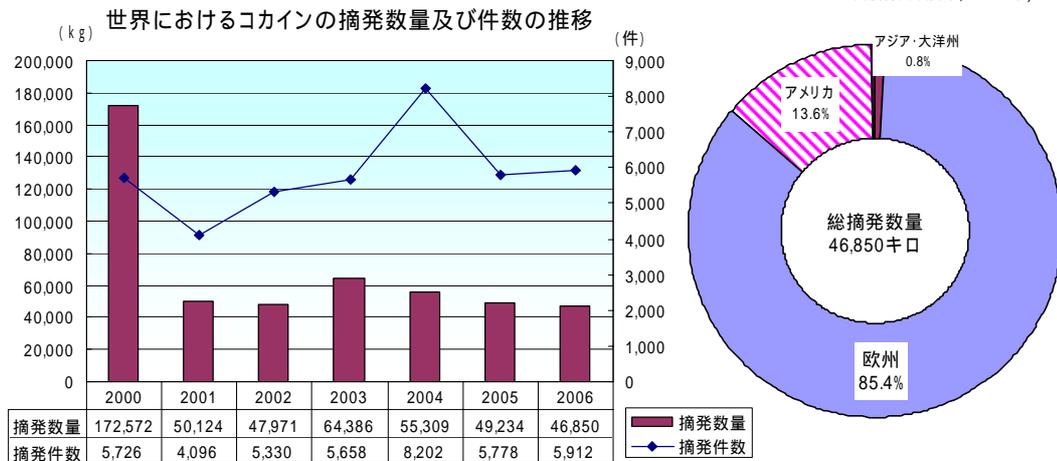
エクアドル税関においてヨーロッパ仕向けの海上貨物から 533 kgのコカインを発見した。本摘発は税関と警察によるコンテナ防止プログラム (Container Control Programme) によるものである。

(摘発状況)

コカイン(含クラックコカイン)

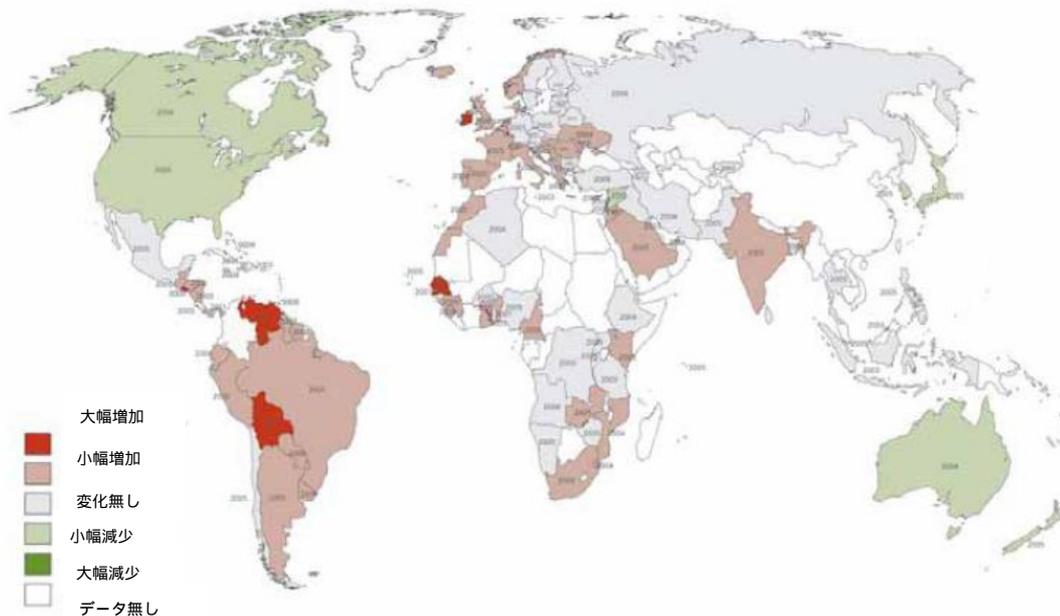
2006 年における押収量は約 46.8 トンであった。地域別に見てみると、欧州地域が 85.4%、アメリカ地域が 13.6%、アジア・大洋州地域が 0.8%、アフリカ地域が 0.2%を占めている。

⁵ コカインに重曹(炭酸水素ナトリウム)と少量の水を加えた後、加熱処理したもの。骨片状の塊を砕いた形状からこの名称で呼ばれている。加熱して煙を吸い、コカインよりも急激に効き目が現れるが、持続時間が短い。



(参考) 米国におけるコカインの押収量
2006年度 27,421 kg

2006年におけるコカインの使用量の変化 (World Drug Report 2007 より抜粋)



□ 密輸傾向等の地域別概要

(アジア・大洋州地域)

- コカインの摘発数量・件数は2005年には、30件、60kgから2006年には30件、392kgと数量ベースで増加している。
- インド(ムンバイ)において、エクアドル仕出しの海上貨物である木材から200kgのコカインを摘発した。

- 豪州（ブリスベン）において、カナダ仕出しの海上貨物に対しX線検査を行ったところ、135 kgのコカインを摘発した。
- ヨーロッパからアジア・大洋州地域へのコカインの密輸報告は行われていない。

（欧州地域）

- ヨーロッパにおける前年までの押収量は、スペイン（22.2トン）、次いでオランダ（7.5トン）、ベルギー（3.2トン）、イタリア（2.3トン）、フランス（1.8トン）、ドイツ（1.5トン）及びポルトガル（1トン）の順になっている。
- ドミニカ共和国仕出しの海上貨物には注意を要する。航空貨物全般においては、カバンの二重底隠匿に要注意。
- 2006年に、スペインにおいてグレナダ来の船舶から4.1トンに及ぶコカインを摘発した。
- オランダにてスリナム来国際郵便物からクラックコカインが発見・摘発された。

（アメリカ地域）

- 米国にて、パナマ船籍（88 kg）、メキシコ船籍（84 kg）及びコスタリカ船籍（65 kg）を含め、貨物輸送機から538 kgものコカインを摘発した。
- メキシコはカナダにおけるコカインの仕向国として注意を要する。関連した摘発において6件中5件は航空貨物又は旅客貨物に隠匿し、残り1件は郵便物として隠匿されていた。
- コスタリカ仕出しの航空貨物から57 kgものコカインを摘発した。
- カリブ海地域における、グアドループ（Guadeloupe）島及びセントルシアはコカインの海上密輸における仕出地であり、主要仕向地は、イギリス、オランダ及びフランスである。

（中東地域）

- コカインについて、中東は主要なマーケットにはなっていないと、2006年も状況は変わっていない。
- レバノンにて唯一パラグアイからの航空機旅客のかばんからコカインベース4.3 kgが摘発（計上せず）された。

（アフリカ地域）

- 2006年には、20件、71 kgの摘発が報告されており、そのほとんどが南アフリカであった。
- コカインのアフリカ大陸、特に西アフリカを含む不正取引は、昨年の薬物レポートで述べたとおり深刻に増えている。しかし、アフリカでの摘発は非常に少ないことは興味深く、2006年も同様である。
- アフリカの国々が、南アメリカからヨーロッパに向けてのコカイン密輸の重要なトランジットポイントの役割を担っている。
- タンザニア、南アフリカ及びケニヤが、仕出国であるブラジル、アルゼンチン

及びペルーからの仕向国となっている。

- 南アフリカのヨハネスブルク空港にてブラジル来の航空貨物から 20 kgのコカインを摘発した。
- ヘロインは主に嚙下隠匿が多く、次いでスーツケースの二重底や航空貨物及び車内構造機関に隠匿するケースがある。

(3) 大麻

イ 世界的傾向

(概要)

- ・ 国際的に大麻は最も広く使われている麻薬の一つであり続けている。
- ・ UNODCは毎年1億6200万人が大麻を使用し、世界中の約176国で生産されていると見積もっている。
- ・ UNODCは世界的な大麻草の生産高は1992年以来増え続けていると見積もっている。しかしメンバー国から2006年は最も少量の報告52トン747件しか報告されなかった。
- ・ 大麻草のほとんどが、トラック、バスや乗用車において摘発されている。大麻草は海上貨物または乗船して密輸されている。航空便による密輸は以前に比べ2006年はあまり使用されていない。
- ・ 西ヨーロッパは世界最大の大麻樹脂市場であり、ヨーロッパで摘発されたほとんどの樹脂がモロッコとスペインからである。
- ・ 但し、大麻樹脂の摘発は減り続けている。1トンを超える摘発の数は近年著しく減少しており、特にスペインで2005年に60件あったものが2006年にはたった28件になっている。加えて、フランスが重量ベースで近年最低の報告だった。減少の理由は、モロッコ政府の大麻生産撲滅への努力である。UNODCによると、モロッコでの樹脂生産量は約1,700トン減ったと推測している。
- ・ アフガニスタン仕出で一度に2.4トンの樹脂密輸があった。これはこの国からの最近で最初の巨大な摘発である。
- ・ ヨーロッパ諸国だけでなく、大麻樹脂はセネガル、カナダ、サウジアラビア及びモザンビークに向けられている。

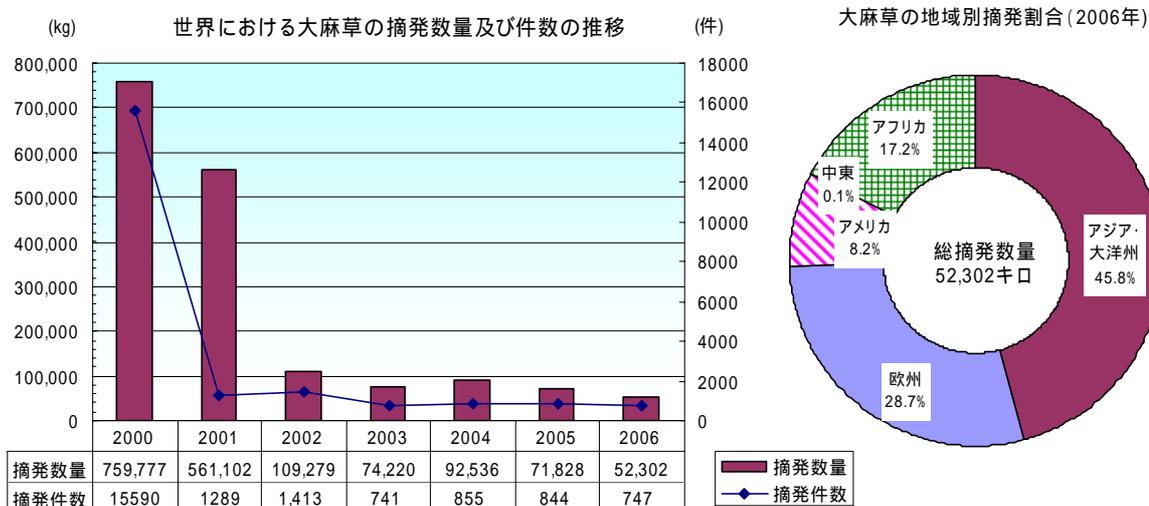


セネガルにおいてコンテナの壁から8トンもの大麻草を発見・摘発した。

(摘発状況)

大麻草

2006年における押収量は約52.3トンであった。地域別に見てみると、アジア・大洋州地域が45.8%、欧州地域が28.7%、アフリカ地域が17.2%、アメリカ地域が8.2%、中近東地域が0.1%を占めている。



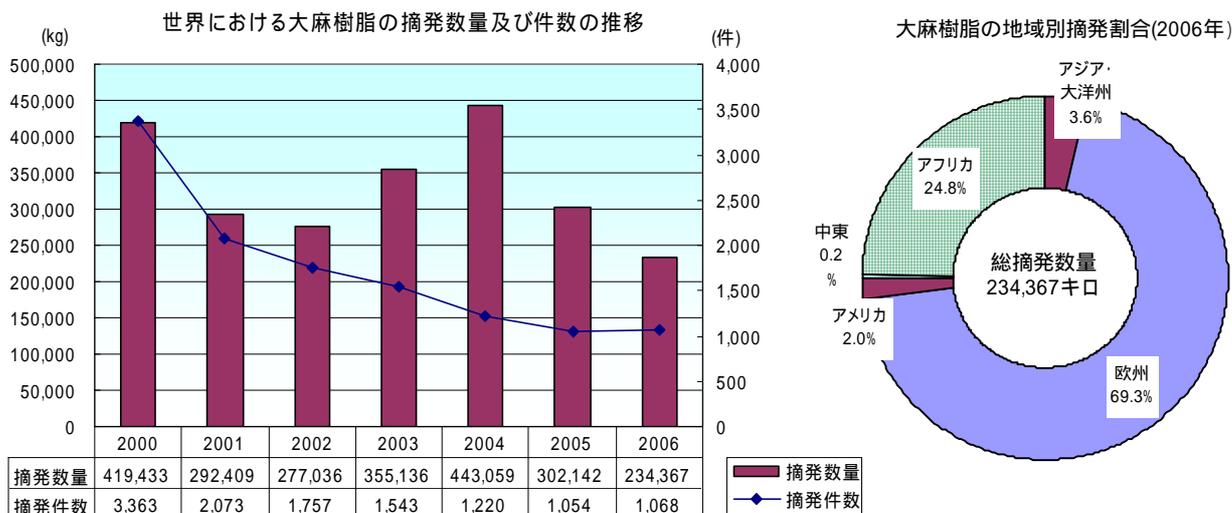
(参考) 米国における大麻草の押収量

2006年度 52万3千kg

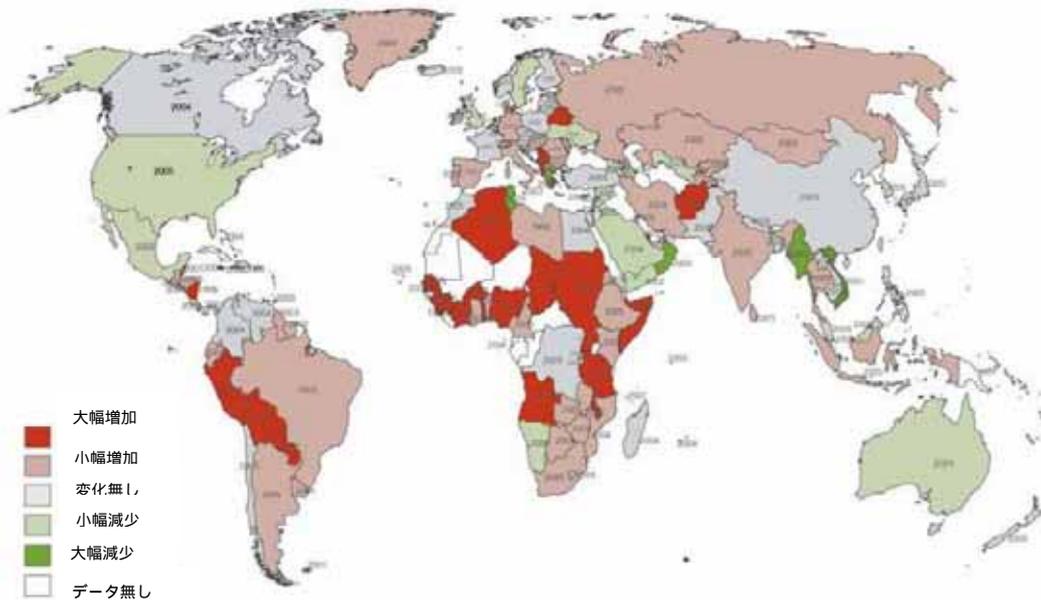
(注) 米国国土安全保障省及び国境保護局による大麻草の押収量は、52万3千kgとWCOでの総押収量とほぼ同量の摘発数量であり、米国は大麻草の主要市場となっていると推測される。

大麻樹脂

2006年における押収量は約234.4トンであった。地域別に見てみると、欧州地域が69.3%、アフリカ地域が24.8%、アジア・大洋州地域が3.6%、アメリカ地域が2.0%、中東地域が0.2%を占めている。



2006年における大麻の使用量の変化 (World Drug Report 2007 より抜粋)



□ 密輸傾向等の地域別概要

(アジア・大洋州地域)

- アジア・大洋州地域において大麻樹脂より主に大麻草が摘発されている。245件、24トン近くが摘発されており、バングラデシュにおいては、199件、6.9トンの摘発があった。主な仕出地はインドからとなっている。
- インドで6件、16.5トンもの大麻草が摘発された。オイルタンカーで5トンもの大麻草が摘発され、陸上貨物において4.5トンもの大麻草が摘発されている。
- 大麻樹脂の摘発は37件、8.5トンと2006年は最も摘発量が減っている。
- パキスタンで15件、8.3トンもの大麻樹脂の摘発があり、全摘発量の98%を占めている。パキスタンで摘発されたもののほとんどが輸出向けとはなっているものの、仕向地の詳細は不明である。
- 日本税関において、9件、49kgの摘発があり、主な仕出地はネパール、香港、中国であった。

(欧州地域)

- 大麻草の摘発は12.8トンとなっており、2005年に比べ1トン近く減少している。
- ヨーロッパにおける主な仕向国は、オランダ(4.8トン)、イタリア(3.0トン)、ベルギー(1.8トン)、オーストリア(1.1トン)となっている。
- ガーナが大麻草の主な仕出国になっており、3件、4.8トンもの摘発があり、

ナイジェリア仕出においては、9件、1.7トンもの摘発、アルバニア仕出においては、2件、1.1トンもの摘発があった。

- UNODCの調査によると、アルバニアは東ヨーロッパにおける大麻草の主な生産国であることから、アルバニア仕出の貨物には注意が必要である。
- 西ヨーロッパ地域は、大麻樹脂のブラックマーケットが存在している。
- 2005年に大麻樹脂の摘発が231トンあったが、2006年は162トンと激減している。主な原因は大口による摘発が今年はなかったことに起因している。
- ベルギーのアントワープ港においてパキスタン仕出の海上貨物から5トンの大麻樹脂を摘発した。
- ベルギー税関はアフガニスタン仕出の海上貨物から2.4トンの大麻樹脂を摘発した。
- パキスタン及びアフガニスタンからの貨物による大麻樹脂の摘発は増え続けているので注意が必要である。
- 東ヨーロッパにおいては、6件、361kgの大麻樹脂の摘発が報告されており、大量の摘発はエストニアでの車両内隠匿(200kg)であった。

(アメリカ地域)

- 2006年の大麻草の摘発は16件、129kgになっており、摘発のほとんどがジャマイカ仕出の航空貨物である。⁶
- アルゼンチン、チリ、ペルー及びウルグアイで併せて24件、1,238kgの大麻草の摘発があり、そのほとんどが陸上運送によるものであった。大麻樹脂に関する報告は受けていない。
- 2006年の大麻樹脂の摘発は9件、4.3トンとなっており、大量摘発がパキスタン仕出の海上貨物に4トン隠匿されているケースがあった。

(中東地域)

- 中東地域において大麻草の摘発は少なく、3件、31kgとなっている。
- 2006年の大麻樹脂の摘発は過去に比べ大幅に減少している。サウジアラビアでの摘発が唯一の報告で、陸上や海上貨物において摘発されている。

(アフリカ地域)

- 2006年の大麻草の摘発は52件、9トンになっており、摘発のほとんどが、ブルキナファソ(24件、5.4トン)での摘発となっている。隠匿方法や密輸ルートについては明らかにされていない。
- 2003、2004年はモロッコが大麻草の仕出国の一つとして位置付けられていたが、2005年からは摘発記録が無くなり、2006年も同様の状況になっている。

⁶ 大麻生産の54%近くが南北アメリカ大陸で行われているのだが、この地域からのデータが非常に少ないため統計上は少量扱いになっている。

- 大麻樹脂の摘発のほとんどがモロッコ(50トン)であり、次いでセネガル(8.4トン)やモザンビーク(196kg)となっている。
- モロッコからの主な仕向国は西ヨーロッパであり、主にスペイン、フランス、ベルギー及びオランダとなっている。

(4) アンフェタミン型覚せい剤⁷

イ 世界的傾向

(概要)

- ・摘発されたアンフェタミンの総量は増加し、13 トンを超えた。
- ・中東で摘発されたアンフェタミンは主に興奮用の錠剤であり、中東で摘発された重量の99%がサウジアラビアで摘発された。
- ・オランダは西ヨーロッパで摘発されたアンフェタミンの主な仕出国である。その他ポーランド、エストニア及びリトアニアの摘発数が増えている。
- ・密輸の運送手段として、アンフェタミンの96%は車両で運ばれ、航空便がそれに続いている。ヘロインと同様に海上運送は重要な輸送手段を担っていない。
- ✓ UNODCの報告によると、米国とメキシコが南北アメリカ大陸での主な生産地であるのに対し、中国、ミャンマー及びフィリピンがアジア地域での主なメタンフェタミンの生産地であり続けているとしている。
- ✓ メタンフェタミンの摘発量は年々減り続けている。2001年には13トン以上のメタンフェタミンが摘発され、翌年は2.1トンまで減少した。それから2006年には518kgまで減少し続けている。
- ✓ サウジアラビア、ニュージーランド、日本及びタイで全摘発量の87%にのぼる。アジアと大洋州以外の地域ではメタンフェタミンはあまりメジャーではないとされている。



サウジ税関は、シリア来の車内からアンフェタミン型覚せい錠剤15万7千錠を発見・摘発した。

(摘発状況)

覚せい剤⁸

- ・ 2006年に報告されたアンフェタミンの押収量は、粉末及び結晶状のものが約1トン、錠剤型のものが約3,023万錠(7.6トン相当)であり、前年に比べ増加している。地域別に見ると、粉末及び結晶状についてはヨーロッパ地域及び中東地域が

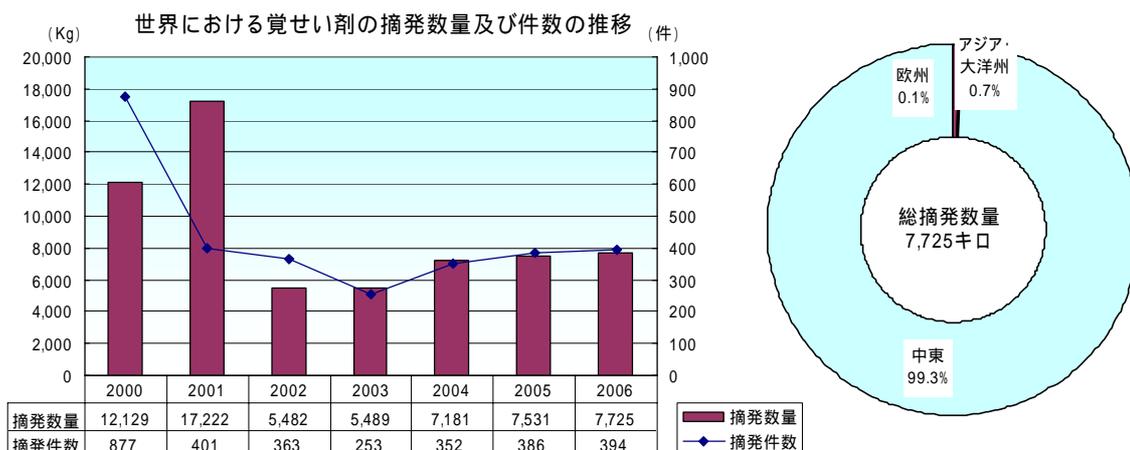
⁷ アンフェタミン型覚せい剤(A T S: Amphetamine-type Stimulant)とは、アンフェタミン、メタンフェタミン等の化学合成薬物の総称であり、MDMA(通称「エクスタシー」)も含まれる。ここでは、A T Sのうち、メタンフェタミン、アンフェタミン及びMDMAを取り上げるが、日本で最も乱用されているものは、結晶や粉末状のメタンフェタミンであり、俗に「シャブ」¹、「S(エス)」²、「アイス」等と呼ばれている。

⁸ 表に示している覚せい剤の数量及び件数は、WCOに報告されたアンフェタミン及びメタンフェタミンのそれぞれ粉末、結晶状のもの及び錠剤型のを合計した押収量を計上している。

占めており、錠剤型については中東地域が大層を占めている。

- ・ 2006年に報告されたメタンフェタミンの押収量は、粉末及び結晶状のものが249kg、錠剤型のものが約67万2千錠であり、前年に比べ錠数ベースでは減少している。地域別に確認すると粉末・結晶状及び錠剤型については、アジア・大洋州地域及び中東地域が大層を占めている。
- ・ 下記グラフに示すとおり、覚せい剤の2004年以降摘発数量及び摘発件数はほぼ横ばいの状況にあると言える。

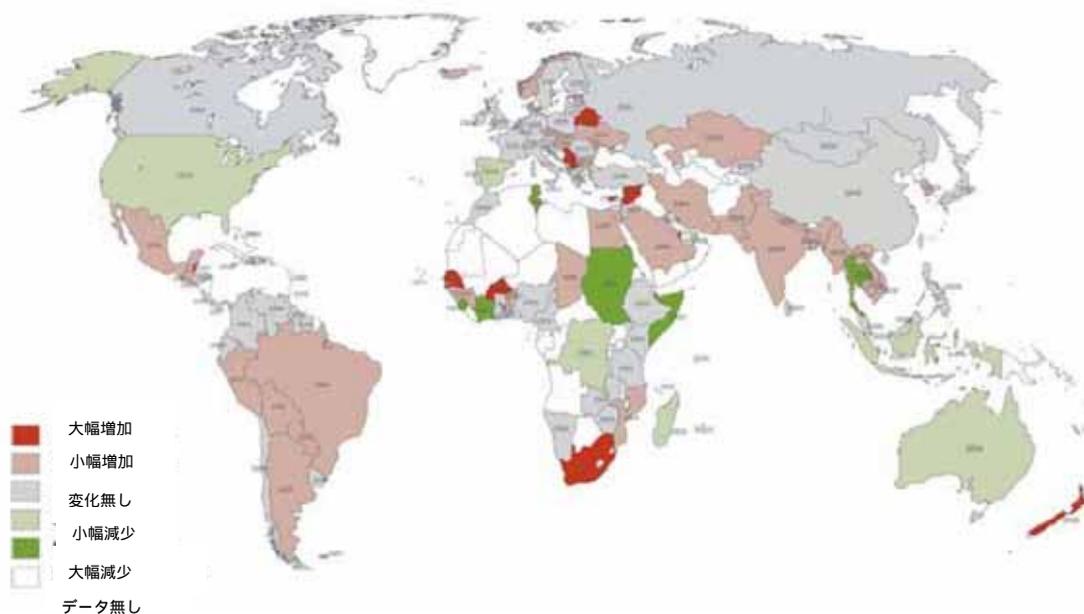
覚せい剤の地域別摘発割合(2006年)



(参考) 米国における覚せい剤の押収量

2006年度 2,790 kg

2006年における覚せい剤の使用量の変化 (World Drug Report 2007より抜粋)



ロ 密輸傾向等の地域別概要

(アジア・大洋州地域)

- UNODCの調査によると、アジア地域ではメタンフェタミンの使用が増加しており、その傾向は今後も続くと見られている。アジア地域ではブラックマーケットが存在しており、中国、ミャンマー及びフィリピンにおいては大規模な密造所があることが確認されている。
- ニュージーランドにおいて、2006年には211基もの密造所を発見し、4件、111kgのメタンフェタミンの摘発を行った。最大の摘発は中国仕出の海上貨物で95kgものメタンフェタミンが隠匿されていた。
- カンボジアの取締当局は42万8千錠のメタンフェタミンを摘発した。ほとんどがタイ仕出で、巻き付けによる隠匿がほとんどであるとされている。
- 日本向けのメタンフェタミンの摘発件数は2005年の8件から27件(73kg)に増えている。仕出地のほとんどが、中国、マレーシア及び香港となっている。

(欧州地域)

- 2006年におけるメタンフェタミンの摘発件数及び数量は、152件、545kgであった。摘発数量別には、スウェーデン(175kg)、ドイツ(140kg)、ノルウェー(93kg)、フランス(62kg)、アイスランド(40kg)の順になっている。
- 西ヨーロッパにおいてオランダがメタンフェタミンの仕出国として多く、次いでポーランド、エストニア、リトアニアの順になっている。
- 西ヨーロッパにおいてドイツがメタンフェタミンの仕向国として多い。クーリエは主に陸上運送にて密輸を行っている。
- ドイツでオランダ仕出の列車貨物の中から8.9kgのメタンフェタミンを摘発した。
- 2006年には9件、17kgのアンフェタミンを摘発した。大きな摘発では、スイスにおいてタイ仕出のクーリエから5.7kgのアンフェタミンを摘発、また、スウェーデンでは、リトアニア来の車両のダッシュボードから5.0kgのアンフェタミンを摘発した。
- 東ヨーロッパにおいて、17件、317kgのアンフェタミンを摘発した。大きな摘発では、ブルガリアにおいてトルコ仕向の貨物から輸出検査の結果298kgのアンフェタミンを摘発した。

(アメリカ地域)

- バンクーバーの国際郵便センターにおいて英国及び豪州向けの郵便物から少量のメタンフェタミンを発見した。
- アルゼンチンにおいて、米国向けの郵便物から0.2kgのアンフェタミンを摘発した。

(中東地域)

- 中東地域ではカプタゴン(興奮剤)錠剤が多く出回っており、アンフェタミンを含んでいるため、中東地域ではカプタゴン錠剤については、アンフェタミン錠剤として摘発している。
- 最も大きな摘発は、ヨルダンとサウジアラビアの国境においてカプタゴン錠剤 2.1 トンを摘発した。
- カプタゴン錠剤は主にブルガリアで生産され、トルコを經由し、シリア、ヨルダン及びサウジアラビアに密輸されている。
- 全摘発件数の 95% 及び全摘発数量の 97% は空路及び陸上運送により密輸されている。空輸による密輸は 2005 年の 2 倍になり、陸上運送においても同様に増加していると推測される。
- サウジアラビアにおいて、2 件、216 kg のメタンフェタミンの摘発があったことが報告されている。

(アフリカ地域)

- 南アフリカ取締当局は、モザンビーク仕出の陸送のキャベツの箱から 27 kg ものメタンフェタミンを摘発した。UNODC の報告によると、地方でのメタンフェタミンの生産が増えたことで、南アフリカでのメタンフェタミンの使用は増加していると考えている。

(5) MDMA

イ 世界的傾向

(概要)

- ・ MDMA (エクスタシー) の摘発量は減り続けている。減少している理由は、エクスタシーの生産が多くの地域で行われるようになり、税関検査のリスクがある国境を越える必要がなくなったことが挙げられる。
- ・ カナダはエクスタシーの仕出国として重要な役割となっており、MDMA 前駆物質は中国から密輸し、国内で生産を行っている。
- ・ 次いでMDMAの摘発(350 kg)は中国産で、オーストラリア税関によって海上貨物から発見された。MDMAは67個のインクのドラム缶の中に精巧に隠匿されていた。
- ・ ブルガリアは仕出国としてますます重要な役割を担ってきており、ブルガリア税関は2006年、5件、72 kgものMDMAを摘発した。
- ・ 重量ベースでの主な仕向国はトルコ(31%)、次いでオーストラリア(20%)、ブラジル(7%)、イタリア(5%)、スペイン(5%)、スウェーデン(4%)、そしてマレーシア(3%)となっている。
- ・ 海上輸送による摘発は4件(408 kg)であり、これは過去に比べ、非常に減少している。100 kgを超えた海上輸送での摘発は2003年の6件に比べ2006年はたった1件である。
- ・ 郵便での摘発のほとんどがオランダで、輸出管理において発見されている。主な仕向国は米国、南アフリカ、ノルウェー、コロンビアオーストラリア及びマレーシアである。しかし、タイとスリナム来2件の少量摘発がオランダ向けであったのは興味深い。



ベルギー税関にて、ニュージーランド仕向けのテレビケーブル内にMDMA錠剤5万錠を発見・摘発した。

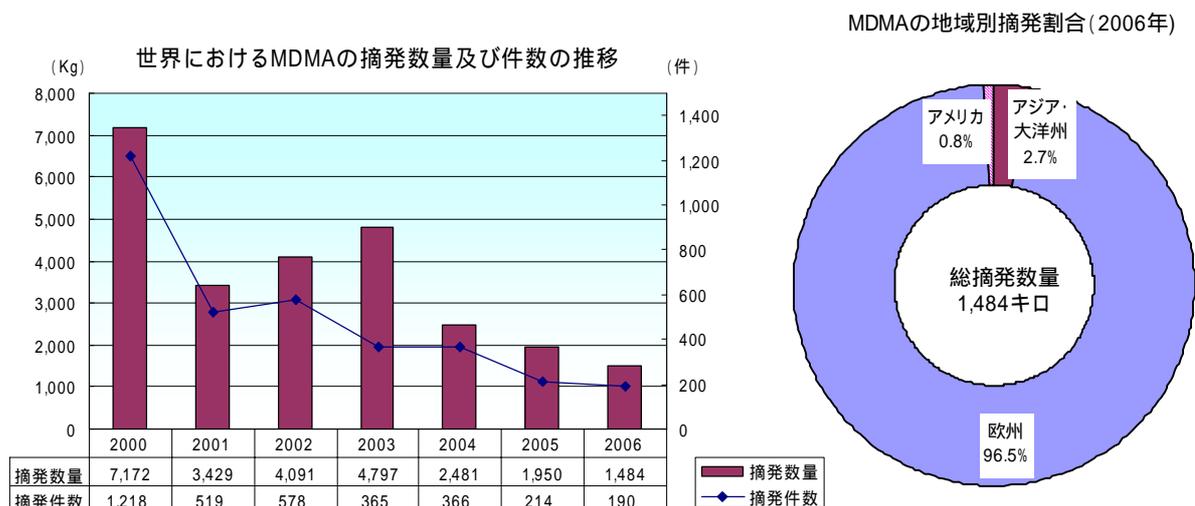
(摘発状況)

MDMA⁹

2006年に報告されたMDMAの押収量は、粉末及び結晶状のものが817 kg、錠剤型のものが267万錠(0.67トン)であった。地域別に見てみると、欧州地域での摘発

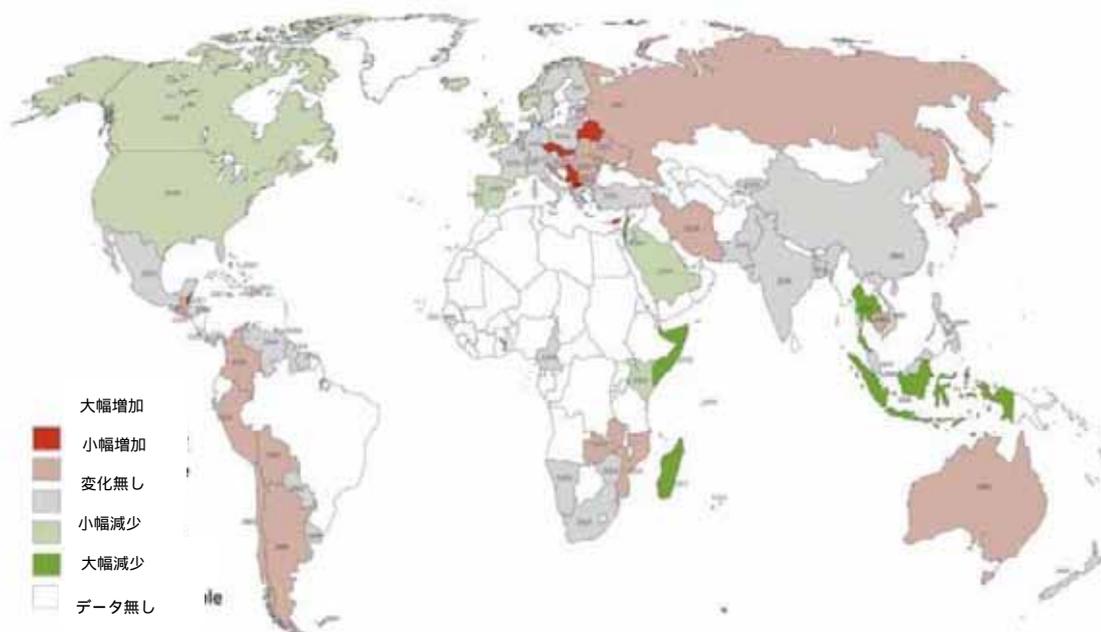
⁹ 表に示しているMDMAの数量及び件数は、WCOに報告されたMDMAの粉末、結晶状のもの及び錠剤型のを合計した押収量を計上している。

が大幅に増加する一方、アジア・大洋州地域での摘発が大幅に減少した。その結果、欧州地域における全体の押収量が 96.5%を占めるようになり、アジア・大洋州地域における押収量は 2.7%まで低下した。



(参考) 米国におけるMDMAの押収量
2006年度 1,371 kg

2006年におけるMDMAの使用量の変化 (World Drug Report 2007より抜粋)



□ 密輸傾向等の地域別概要

(アジア・大洋州地域)

- 豪州において、カナダ仕出し香港経由のインク入りのドラム缶の中に、精巧に隠匿されていたエクスタシー350 kgを摘発した。
- 摘発数量が減少している原因は主に大型摘発が少なくなったことによるものだと推察される。
- カナダは、国内で380 kgものエクスタシーを摘発されるほど重要な供給国である。
- エクスタシーの供給国として、ヨーロッパにあるオランダやベルギーは2006年には無くなってしまった。2006年のオランダでの2件、8 kgのMDMAの摘発は2004年の841 kg、2005年の146 kgに比べれば驚くほどの減少である。

(欧州地域)

- 西ヨーロッパでの摘発件数は若干減少したものの727 kgもの摘発があった。
- 仕出国を見ると、重量ベースで64%はオランダ、13%はベルギー及び11%はドイツとなっており、イタリア、スペイン及びスウェーデンが主な仕向国となっている。
- スウェーデンにおいてドイツ来の車両の燃料タンクから70 kgものMDMAを発見している。
- 2005年には仕向国ではなかったが、2006年になってリトアニア、エジプト、イスラエル、ラトビア及びヴェネズエラが仕向国となっている。ドイツではリトアニア仕向の貨物から18 kgのMDMAを摘発し、オランダでは、エジプト仕向の4人のクーリエから13 kgものMDMAを摘発している。
- 今まで、西ヨーロッパでのMDMAの摘発はカナダが供給国ではなかったが、近い将来カナダがMDMAの供給国になると思われる。
- 東ヨーロッパにおいて、2005年には139 kgの摘発が、2006年には623 kgの摘発と増加している。その理由としては、トルコで精製された貨物による大量摘発(405 kg)があったからである。
- オランダ仕出でトルコを経由する「北バルカンルート」の国々の交通機関には十分注意する必要がある。

(アメリカ地域)

- カナダは、エクスタシー錠剤に係る米国や豪州仕向の大規模な供給国となりつつある。

3. 銃砲等

(WCOアジア・大洋州地域情報連絡事務所
(RILO)等の資料に基づき作成)

国際的にテロ組織に対する脅威が増加する中、国際テロ行為を阻止するために、税関が果たすべき役割は大きい。特に、テロ行為に使用されるおそれがある銃砲、実包等の密輸出入を阻止する責務がある。



神戸税関において、ドイツ来の国際郵便物内に隠匿していたけん銃1丁を摘発した。

2007年に世界税関機構(WCO: World Customs Organization)のCEN¹⁰に報告された銃砲の摘発実績は266件、5,694丁となっており、2006年の209件、2,362丁から摘発件数・押収量ともに大幅に増加している。

地域別では、アジア・大洋州地域については、2006年は7件、14丁の摘発報告があったところ、2007年は銃砲密輸事犯7件、11丁¹¹と件数としては昨年同様で丁数としては減少した。内訳は、日本が6件(10丁)、中国が1件(1丁)である。

欧州地域については、2006年に比べ(197件、1,558丁)2007年においては、同地域における摘発報告数量が30件、984丁と激減している。

アメリカ地域からは、2006年には、銃砲5件、788丁の摘発報告があったが、2007年においては7件、604丁と数量が減少している。

中東地域においては、2007年の摘発報告数量が、5件、1,011丁と大幅に増加し、特にイスラエルにおいて海上貨物からライフル銃1,001丁が摘発されたことが大きな要因となっている。

2007年のアフリカ地域からの銃砲の摘発報告は2件、33丁と、2006年の1件、2丁から増加している。

¹⁰ 税関監視取締ネットワーク(Customs Enforce Network: CEN)は、WCOが開発したインターネットをベースとする税関当局間の情報交換ネットワークシステムであり、2000年7月から稼働している。

¹¹ WCOのCENデータによれば、摘発地域のデータが不十分(「un known」の記載あり)であるためあくまでも推計値として計上することとする。

4. 世界的な取組み

(1) 不正薬物

イ 国連における対応

(イ) 麻薬等に関する各種条約

国連においては、各種条約等を通じて、薬物の不正な製造・取引・乱用の撲滅に向けた国際協力の推進が図られている。1961年には、「麻薬に関する単一条約」が採択され、麻薬類の生産・製造・所持・販売の制限、輸出入の免許制度、国際麻薬統制委員会(I N C B : International Narcotics Control Board) の設置等が規定された。1971年には向精神薬についても麻薬類と同様の規制を行うため、「向精神薬に関する条約」が採択され、さらに、1988年12月には、薬物の不正取引問題の種々の局面を網羅し、これら2条約に規定された措置を強化・補完するため、「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」(麻薬新条約)が採択されている。本条約は、1990年11月11日に発効し、2008年3月現在、締約国は183か国及びEC(欧州委員会)となっている。

我が国は、「麻薬に関する単一条約」を1964年に、「向精神薬に関する条約」を1990年にそれぞれ批准した。また、麻薬新条約については、1992年6月に批准しており、同年7月に同条約を担保するための国内法が施行された。なお、2007年3月には北朝鮮が上記3つの条約を批准した。

(ロ) 国連総会麻薬総会等

1990年2月、ニューヨークの国連本部において、国連麻薬特別総会が国連全加盟国の参加の下で開催され、政治宣言及び世界行動計画が採択された。1991年からの10年を「国連麻薬乱用撲滅の10年」と位置付け、各国が「世界行動計画」に基づき、国内における麻薬乱用撲滅のための具体的措置を採ることとされた。

1998年6月には、薬物の不正な生産、販売、需要、取引等について包括的に議論するとともに、21世紀に向けた長期的な薬物の国際統制政策の方向性を打ち出すことを目的とした国連総会麻薬特別会期(麻薬特総)が開催され、3つの決議案(政治宣言、需要削減基本原則、世界の薬物問題に対する国際協力向上のための提案(覚せい剤、原料物質、司法共助、資金洗浄、代替開発に関する提案))が採択された。

この麻薬特総のフォローアップのため、2003年4月に国連麻薬委員会閣僚級セッションが開催され、過去5年間に各国の採った政策等が紹介され、評価が行われた。また、薬物の需要削減、合成薬物や前駆物質の取締り、司法協力、資金洗浄等の分野について、今後の協力を盛り込んだ共同閣僚声明

が採択された。

また、2003年5月には、アフガニスタンを生産国とし、中央・南西アジア地域から欧州地域へ密輸されるあへん及びヘロインと闘うため、国連麻薬ルートに関する会議がパリで開催され、G8をはじめ55カ国の外相が、この問題に対処するために協力体制を強化することを謳った「パリ合意」を採択した。

2007年3月にウィーンにて行われた第50会期国連麻薬委員会(UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime)において、我が国における、覚せい剤を始めとする薬物問題が未だに世界で蔓延している現状を憂慮し、これらの問題に有効に対処するため、「薬物取締機関の情報収集活動等捜査活動を支援し、薬物情勢を分析するための薬物分類及び成分分析の活用」に関する決議案をアルゼンチンと共同で提出、コンセンサスで採択された。

ロ サミットにおける対応

1991年のロンドン・サミットにおいて、国連麻薬統制計画(UNDCP: United Nations International Drug Control Programme)(注)の発足を歓迎するとともに、麻薬の需要削減のための取組みを強化していくこと、WCOに対して国際貿易・運送業者の団体との協力強化についての報告書の作成を要請すること等が合意された。WCOは、ロンドン・サミットにおける要請に基づき、税関当局と国際貿易・運送業者との協力を強化するためには、両者の協力事項を確認した覚書(MOU: Memorandum Of Understanding)による方法が効果的であり、この方法をより多くの国が採択していくことが望ましい旨の報告書を翌1992年のミュンヘン・サミットに提出した。この報告書に対し、同年10月、サミット議長コール・ドイツ首相(当時)から、WCOの努力を支持する旨の書簡が発出された。

また、1998年5月のパーミンガム・サミットでは、「薬物と国際犯罪」の項目を立て、薬物問題対策の重要性を強調するとともに、薬物問題と闘うためには国際的な協力が不可欠である旨の言及が宣言に盛り込まれた。

2000年7月の九州・沖縄サミットでは、G8コミュニケに「犯罪及び薬物」の項目を設け、薬物に関し、各国及び国際機関による取組みを進め、地域的なイニシアチブを支持することが謳われた。また、九州・沖縄サミットの合意を受けて、G8薬物専門家会合が同年12月に宮崎で開催され、覚せい剤等の問題にG8各国が協力して取組んでいく際の具体的な方策が示された。

2001年7月のジェノバ・サミットでは、宮崎での薬物専門家会合での合意事項をフォローアップし、不正薬物の取引や乱用を抑制するための努力を強化

する旨の文言がG 8 コミュニケに盛り込まれた。

2003年6月のエビアン・サミットでは、アフガニスタン問題の一環として、同国から近隣諸国に密輸される薬物（ヘロイン）の問題が取り上げられ、同問題に対処するために国連より提案された「パリ合意」を支持する旨が議長総括に盛り込まれた。この背景としては、タリバン政権後のアフガニスタンでは、けし栽培が急速に回復していることが挙げられる。

2004年6月のシーアイランド・サミット以降、2005年7月のグレンイーグルス・サミット、2006年7月のサンクトペテルブルグ・サミット及び2007年6月のハイリゲンダム・サミットにおいても、アフガニスタンにおける麻薬対策への取組み、国際的な支援の必要性が指摘されている。

（注）UNDCPは、2002年10月にUNODCと改称された。

八 WCOにおける取組み

税関分野における国際機関であるWCOは、各国の関税制度の調和・統一を図ることにより、国際貿易の発展に貢献することを目的として、1952年に設立され、2008年4月現在、日本をはじめ173か国・地域が加盟している。WCOは、関税犯則対策に関する国際協力を促進させるための各種の勧告等を出しており、これら勧告等に基づき、各加盟国の税関当局の間では、不正薬物等の密輸についての国際的な情報交換が積極的に行われている。

また、1983年にはWCOに監視委員会が設置され、不正薬物等の密輸対策についての官民の協力強化、不正薬物等の不正取引を含む関税犯則に関する情報交換の促進、情報分析及び取締技法の向上など税関職員に対する技術研修プログラムの推進等、水際における効果的な取締りのための様々な取組みが行われている。

（2）銃砲等

イ 国連における対応

1995年5月にカイロで開催された第9回国連犯罪防止会議（注）では、「銃器の不正取引の状況」、「銃器規制の国内法制」、「銃器使用犯罪の相関関係等に関する各国の実態調査の実施」、「適正な銃器規制の推進」、「相互協力、情報交換及び取締活動の調整を通じた銃器の効果的な不正取引防止活動の実施」、「銃器規制に関する市民の理解を得るためのキャンペーンの推進」、「国際機関等に対する銃器規制推進への積極的貢献の促進」等を内容とする決議が採択され、その後、国連犯罪防止刑事司法委員会において、この決議のフォローアップが行われてきた。

また、1994年11月のイタリアのナポリにおける国際組織犯罪世界閣僚会議

で採択された「ナポリ政治宣言及び世界行動計画」において、国際組織犯罪対策の検討が提唱されたことから、1998 年末、国連国際組織犯罪条約及びその 3 つの附属議定書の一つとして、「銃器等の密造及び不正取引の防止に関する議定書」(銃器議定書)の策定作業が開始された。本体条約及び他の 2 つの分野(不法移民及び人の密輸)に関する附属議定書は 2000 年 11 月に、また銃器議定書¹²は 2001 年 5 月に、それぞれ国連総会で採択された。我が国においても、国際的に不正取引された銃器の追跡調査を容易にすること及び国際協力が更に円滑になることを視野に入れ、銃器を含む 3 議定書に 2002 年 12 月署名した。

なお、2001 年 7 月には、小型銃器等に関する閣僚レベル会議がニューヨークで開催され、小型銃器の不正取引の防止、撲滅に向けた行動計画が示された。2003 年 7 月、同地において開催された、国連小型武器中間会合(我が国が議長国を務める)では、同行動計画の実施状況等が報告され、今後も小型武器の非合法取引の撲滅に向けて取り組んでいくことが確認された。

2001 年に採択された前記行動計画の中で、小型武器規制におけるトレーシング(追跡)問題への取組みの重要性が強調されたことを受け、2003 年第 58 回国連総会において、トレーシングに係る国際文書を協議する作業部会が招集され、2004 年から 2005 年にかけて 3 回の会合を開催することが決議された。2004 年 6 月に第 1 回会合、2005 年 1 月に第 2 回会合、2005 年 6 月に第 3 回会合が開催され、トレーシングに係る刻印、記録保存、国際協力等について議論が行われた。

また、同行動計画の実施として、我が国は、「国連小型武器会議の東京フォローアップ・セミナー」(2002 年 1 月)、「南太平洋地域小型武器セミナー」(第 3 回を 2004 年 8 月に開催)、「中国小型武器セミナー」(2005 年 4 月)等の地域セミナーを開催した。

(注) 国連犯罪防止会議は、5 年毎に開催される国際会議で、国連における各種の犯罪防止に関する活動に大きな影響を与えている。

ロ サミットにおける対応

1996 年 6 月のリヨン・サミットにおいて、銃器対策を含む「国際組織犯罪対策のための 40 の勧告」が了承された。また、これら勧告の実施のフォローアップを目的とする G 8 国際組織犯罪上級専門家会合(リヨン・グループ会合)¹³が開催され、銃器対策に関して積極的な検討が行われた。

¹² 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(本条約)を補足する三議定書の一つ。銃器、その部品及び弾薬の不正な製造及び取引を犯罪化するとともに、銃器への刻印、記録保管、輸出入管理に関する制度を確立し、法執行機関間の協力関係を構築するための条約である(20 年 4 月現在の締結国は 62 か国)

¹³ 「リヨン・グループ」とは、国際組織犯罪に取り組む G 8 の上級専門家会合の通称である。リヨン・グル

また、1997年6月のデンバー・サミットにおいて、国際組織犯罪対策の一環として、銃器の違法取引対策を含む国境における取締りを強化していく旨のG8コミュニケが採択された。

1998年5月のバーミンガム・サミットでは、リヨン・グループが、銃器の不法な製造及び密輸防止のため、国連国際組織犯罪条約の一環として法的拘束力のある国際文書（上記銃器議定書）の策定に向け合意したことを歓迎する、との言及が宣言に盛り込まれた。その後のリヨン・グループ会合においても、銃器関連議題が必要に応じ取り上げられている。

八 WCOにおける取組み

毎年開催されるWCO監視委員会において、我が国をはじめとする加盟国がWCOにおける銃砲の製造や密輸に関する情報交換の強化やその方策について意見交換や検討を行っている。また、アジア・大洋州地域においても、RILOを通じた積極的な情報交換が行われているところである。

2001年5月の国連国際組織犯罪条約の銃器議定書の採択を踏まえ、これに関するWCOの貢献として、銃器の統計細分及び銃器の輸出入等についての標準的な税関手続に関する2つの勧告案が2002年6月のWCO総会で採択された。

また、2001年7月の小型銃器等の問題に関する国連閣僚レベル会議で示された行動計画を受け、小型銃器等の不正取引対策に関する国際刑事警察機構（ICPO：International Criminal Police Organization）との協力強化が図られている。

ープは国際組織犯罪に立ち向かうための技術的・法的な諸問題の解決に向け、刑事法制から具体的捜査手法に至るまで幅広い成果を挙げている。また、2001年9月11日の米国同時多発テロ発生以後は、国際組織犯罪対策の知見をテロ対策として活用する観点から、リヨン・グループとG8テロ専門家グループ（通称ローマ・グループ）との合同会合を開催し、国際組織犯罪及び国際テロに関する討議を精力的に行っている。